

令和3年度 大正区共同募金配分金事業実施要綱 (ふれあい地域福祉活動助成事業)

1. 目的

大正区には、子供から高齢者まで、誰もが安心して安全に暮らすための福祉のまちづくりを目指す活動を目的とした団体、NPO、ボランティアグループ等があり、先駆的・開発的に大正区の地域福祉を推進している。

当協議会では、それらの団体、NPO、ボランティアグループ等が、さらに広く区民に向けて地域福祉の推進・発展、啓発が期待される事業を行えるよう、福祉活動、ならびに地域福祉の増進を目指す事業に対し助成金を交付する。また、この事業は、赤い羽根共同募金の配分金を地域福祉推進のため効果的に執行することも目的とする。

2. 実施主体

社会福祉法人 大阪市大正区社会福祉協議会（以下「区社協」という。）

3. 交付対象団体

(ア) 大正区内の地域社会福祉協議会、又はその構成団体

(イ) 大正区内で活動する(ア)を除く社会福祉活動に実績のある団体又はグループ

4. 交付対象事業及び内容(活動)

広く区民に開かれている次の事業のうち、別表に掲げる経費を対象とする。

ア. 高齢者に関する事業

イ. 障害児・者に関する事業

ウ. 児童・青少年に関する事業

エ. 課題を抱える人に関する事業

オ. その他、大正区の地域福祉の推進、発展、啓発が期待される事業

5. 助成金の受付期間

令和3年6月29日(火)～7月26日(月)

7月26日(月)までに提出いただけますようお願いいたします。

6. 助成金の申請

(1) 「交付申請書(様式1)」に必要事項を記入のうえ、関係書類を添付して区社協に申し込む。

(2) 交付申請をする団体は、第3項に掲げる(ア)(イ)両方への申請はできない。なお、(イ)の助成金の上限額は30,000円とする。

(3) 申請は1団体1事業とする。

7. 助成金の審査

- (1) 区社協は申請書類および関係書類を審査し、承認（一部減額を含む）または不承認を決定する。
- (2) 事業の承認後においても必要な条件の欠如、その他不相当と認められる事情の生じた場合には承認を取消し、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、返還を求めることができる。

8. 助成金交付の決定

- (1) 助成金の交付（一部減額を含む）を決定したときは、団体代表者に対し、「交付決定通知書（様式2）」により通知する。また不交付を決定したときは「不交付決定通知書（様式4）」により通知する。
- (2) 交付決定通知を受けた団体は、「交付決定通知書（様式2）」を受理した日から30日以内に「交付請求書（様式3）」（振込依頼書）を区社協に提出する。

9. 事業報告

助成金を受けた団体は事業終了後、30日以内に「事業報告書（様式5）」に必要事項を記入のうえ、関係書類を添付して区社協に報告をしなければならない。

10. 助成金の適正な遂行

実施主体は本助成事業の目的以外の用途に助成金を使用してはならない。対象経費については別表に定める。

11. 関係書類の保管

実施主体は、事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿などを整備し、交付通知を受けた日から5年間保管しなければならない。

12. 検査等

区社協会長は、必要があると認めたときは、実施主体の代表者に対して報告を求め、帳簿書類その他の物件を確認し、質問することができる。

13. 事業の変更

助成金交付対象の事業が行われなかった場合は、速やかに区社協に申し出のうえ返還しなければならない。

附則 この要綱は、令和3年6月14日から施行する。